

# 工事特別仕様書

- I 工事名 農村地域防災減災事業（湛水防除）福ノ江地区 線6-2工区  
II 工事場所 出水市福ノ江地内  
III 工期 令和8年3月27日限り

## 第1章 総則

### 1 適用

農村地域防災減災事業（湛水防除）福ノ江地区線6-2工区の施工に当たっては、鹿児島県農政部制定「農業土木工事等共通仕様書」（以下「共通仕様書」という）、農林水産省制定「施設機械工事等共通仕様書」（以下「施設機械共通仕様書」という）、鹿児島県農政部制定「農業土木施工管理基準」（施工管理基準）、農林水産省制定「施設機械工事等管理基準」（以下「施設機械施工管理基準」という）、「工事請負契約書」及び「設計図書」に基づいて実施する。共通仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

### 2 施工範囲

本工事の施工範囲は、排水機場の電気設備および非常用発電装置に係る製作・据付・撤去工事とする。なお、本工事に係る機器の設計・製作等においては、現場をよく調査のうえ行うものとする。

### 3 準拠図書及び規格

本工事の機械性能、寸法、材質、規格等の基準や諸規定については、設計図書及び施設機械共通仕様書第12章第1節12-1-2の1項並びに下記に準拠しなければならない。

なお、これらの基準等は、契約時点における最新のものを適用するものとする。

- |                             |             |
|-----------------------------|-------------|
| (1) 土地改良事業計画設計基準（設計 ポンプ場）   | 農林水産省構造改善局  |
| (2) 機械工事塗装要領(案)・同解説         | 国土交通省総合政策局  |
| (3) 揚排水ポンプ設備技術基準（案）解説       | 河川ポンプ施設技術協会 |
| (4) 施設機械工事等施工管理基準           | 農林水産省農村振興局  |
| (5) 最新ポンプ設備工学ハンドブック（改訂版）    | 農業土木事業協会    |
| (6) 河川管理施設等構造令・同施行規則        | 国土交通省       |
| (7) 河川砂防技術基準                | 国土交通省       |
| (8) 除塵設備設計指針一付設計参考例         | 電力土木技術協会    |
| (9) 日本工業規格（J I S）           | 日本規格協会      |
| (10) 九州電力（株）電気供給約款          |             |
| (11) 日本電気工業会規格（J E M）       | 日本電機工業会     |
| (12) 日本電子機械工業会規格（E I A J）   | 日本電気工業会     |
| (13) 電気設備技術基準（通商産業省令）及び関連規格 | 経済産業省       |
| (14) 電気設備技術基準               | 日本電気協会      |
| (15) 電気設備計画技術マニュアル          | 農林水産省農村振興局  |
| (16) 直流電源装置標準仕様書            | 国土交通省       |
| (17) 電気設備工事共通仕様書            | 国土交通省       |
| (18) 電気事業法及び関係法令            |             |
| (19) 電波法、有線電気通信及び関係法令       |             |
| (20) 有線電気通信及び関係法令           |             |
| (21) 内線規定（電気技術基準調査委員会編）     |             |
| (22) 農業土木工事共通仕様書            | 鹿児島県農政部     |
| (23) 施設機械工事等共通仕様書           | 農林水産省農村振興局  |
| (24) 建築設備耐震設計・施工指針          | 日本建築センター    |

(25) その他関連諸規則基準等

#### 4 付属品

次のものを全設備1式につき、納入すること。

※標準・特殊点検工具 1組

#### 5 機能の充足と疑義

(1) 工事を実施するに当たり、本仕様書及び各種規格等に明示なき事項について、構造上若しくは機能上当然必要と思われる事項については契約内容に含まれているものとする。

(2) 本仕様書に疑義が生じた場合は、発注者と受注者の双方で協議するものとする。

#### 6. 特許等の使用

受注者が特許権、その他第三者の権利の対象となるものを使用する場合、その使用に関する責任は、受注者にあるものとする。

#### 7. 工事施工条件明示

(別紙－1) 「工事施工条件明示」のとおり。

## 第2章 工事内容

### 1 目的

本工事は、福ノ江地区事業計画の一環として、地区内における湛水被害を凶るため、電気設備を製作据付するものであり、その工事概要は、下記のとおりである。

### 2 主要工事内訳

設備名	規格・形状	数量	摘要
電気設備	・引込開閉器盤 屋外壁取付け型 (SUS製) W750×H1200×D200	1面	製作・据付 機器単体品
	・受電盤 屋内閉鎖自立型 (鋼鉄製) W700×H1950×D600	1面	〃
	・補機盤 屋内閉鎖自立型 (鋼鉄製) W800×H1950×D600	1面	〃
	・ポンプ盤 (No.1, No.2) 屋内閉鎖自立型 (鋼鉄製) W700×H1950×D600	2面	〃
	・伝送装置盤 デスク型 (鋼鉄製) W700×H1950×D600	1面	〃
	・遠方監視設備機能増設 クラウド型遠方制御システム	1式	〃
電源設備	・非常用発電装置 75kVA	1台	〃
計装設備	・投込圧力式水位計	2台	〃
	・電極式水位計	1台	〃

### 3 工事数量

工事数量は、設計図面及び参考資料による。

#### 4 電子納品

- (1) 本工事は、電子納品対象工事とする。電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。ここでいう電子成果品とは、「鹿児島県電子納品ガイドライン（令和7年3月）」（以下、「ガイドライン」という。）に定める基準に基づいて作成した電子データを指す。

【鹿児島県ウェブサイト】

ホーム > 事業者の方々 > 社会基盤 > 公共事業 > 技術管理・検査  
> CALS/EC > 鹿児島県の電子納品について

- (2) ガイドラインに基づいて作成した電子成果品は、電子媒体で正本1部、副本1部の計2部を提出する。電子納品レベル及び成果品の電子化の範囲については、事前協議を行い決定する。

### 第3章 現場条件

#### 1 関連手続き及び関係機関との調整

- (1) 出水市農林水産整備課などをはじめ、関係機関と連絡を密にし、円滑な工事実施に努めること。
- (2) 当該事業地区内で発注予定の除塵設備製作据付工事及びポンプ本体等据付工事（予定）の複数の工事を同時に施工する予定であるため、各工区工程表などを共有した上で施工に関しての密接な調整を図るとともに、監督職員が求めた場合は、施工計画の調整等を行う会議の運営に協力しなくてはならない。

#### 2 第三者の指導

工事中、関係の地元住民や官公署より指導を受けた場合は、直ちに監督員に申し出て指示を受けなければならない。

#### 3 騒音・振動・粉塵対策

施工に当たっては、騒音・振動・粉塵による既存施設及び既更新施設への被害を防止するため、十分な調査・計画をたて、必要があれば監督職員と協議し、取壊し工法を検討するなど、既に更新している施設の機能や既存施設、構造物等にヒビ、亀裂等が入らぬよう特に注意して施工すること。

なお、施工が原因で、既に更新している施設及び既存施設、構造物等への被害が生じた場合は、受注者の責任において再製作及び補修を実施するなど、施工前の状態に回復させるものとする。

#### 4 排水ポンプの運用

本工事の施工時に、排水ポンプの運用休止期間が発生しないよう施工計画を立案し、必要な措置を講じること。

#### 5 保安対策

通行止め等、工事箇所近隣の居住者等とは工事工程を報告する等積極的に地元対策を実施し、トラブルがないようにすること。通行人の安全確保は十分に行うこと。

#### 6 土砂等の流出防止工

工事区域外への土砂等の流出防止のため仮沈砂施設等、防災施設を設け工事施工に伴う土砂等の流出防止に努めなければならない。

#### 7 仮設

##### (1) 工事用道路（維持管理）

近隣の市道等を現場搬入道路として利用することとする。

一般運行に支障をきたさないよう受注者の責任において維持管理しなければならない。

#### 8 工事用地等

##### (1) 発注者が確保している用地

発注者が確保している工事用地及び工事施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）は平面図のとおりである。監督職員の指示に従うこと。

(2) 工事用地等の使用及び返還

工事施工上必要な用地の返還にあたっては、使用条件に基づき必要な措置を講じた後、発注者に通知しなければならない。

(3) 受注者の裁量による工事用地等

発注者が確保している工事用地以外の用地を受注者の裁量で確保する場合は、受注者の責任において処理するものとする。

また、工事完了後地権者等に土地を返還し、立会いをして苦情がないようにしなければならない。

9 有価物処分

本工事で発生する鉄くず(スクラップ)については、実取引価格により変更する。

## 第4章 工事中電力

この工事に使用する電力設備及び電力料金は受注者の負担とする。

## 第5章 設計条件

1 受電方式

受電方式は、低圧の各1回線受電引込契約方式とし、低圧商用電力での受電とする。

2 変電および配電方式

本工事は、九州電力(株)より3相3線AC200V(60Hz)および1相3線AC200V/100Vを受電した電気設備とする。

3 機器構成

- |                   |    |                 |
|-------------------|----|-----------------|
| (1) 引込開閉器盤        | 1式 | 屋外 SUS 製壁掛形     |
| (2) 受電盤           | 1式 | 屋内鋼板製閉鎖自立形      |
| (3) 補機盤           | 1式 | 屋内鋼板製閉鎖自立形      |
| (4) No.1 ポンプ盤     | 1式 | 屋内鋼板製閉鎖自立形      |
| (5) No.2 ポンプ盤     | 1式 | 屋内鋼板製閉鎖自立形      |
| (6) 非常用発電装置 75kVA | 1式 | 3相交流同期発電機       |
| (7) 水位計           | 1式 | 投込圧力式水位計・電極式水位計 |
| (8) 伝送装置盤         | 1式 | 屋内鋼板製閉鎖自立形      |
| (9) 遠方監視設備機能増設    | 1式 | 既設クラウド型遠方制御システム |

4 主要機器負荷

単線結線図を参照のこと。

5 配管、配線、据付工事

- (1) 九州電力(株)との責任分界点以降の引込開閉器盤までの引込工事。
- (2) 各種盤間、機器間の配線工事。
- (3) 機器、盤類の据付工事。
- (4) 電源引込配線、機場内配線は、厚鋼電線管に収納又はピット内配線とする。
- (5) 接地工事

6 主要機器仕様

本工区で整備する電気設備の仕様については、本節の(1)以降に示すとおりであるが、当地区における排水ポンプ本体及びディーゼル機器については既に製作済みであり、その製作メーカーは、下記に示すとおりである。これらのメーカーの機器との接続に支障が出ない仕様とする。

	1号	2号
横軸軸流ポンプ	クボタ製	クボタ製
ディーゼル機関	ヤンマー製	クボタ製

(1) 引込開閉器盤	
①形式	屋外壁掛形
②数量	1面
③概略寸法	幅750×高1200×奥200 (承諾図により決定する)
④盤面取付器具	
名称銘板	1式
電力量計検針窓	1式
その他必要なもの	1式
⑤盤内取付器具	
配線用遮断器 3P225AF	1式
配線用遮断器 3P100AF	1式
電力量計取付スペース	1式
電流制限器取付スペース	1式
内部配線及び端子台	1式
その他必要なもの	1式
(2) 受電盤	
①形式	屋内鋼板製閉鎖自立形
②数量	1面
③概略寸法	幅700×高1950×奥600 (承諾図により決定する)
④盤面取付器具	
名称銘板	1式
交流電圧計	1式
交流電流計	1式
切替スイッチ	1式
電源表示灯	1式
その他必要なもの	1式
⑤盤内取付器具	
配線用遮断器 3P225AF	1式
配線用遮断器 3P100AF	1式
配線用遮断器 2P50AF	1式
漏電遮断器 3P225AF	1式
電源切替開閉器	1式
単相変圧器 210/210-105V 10kVA	1式
計器用変流器	1式
警報ヒューズ	1式
補助継電器類	1式
限時継電器類	1式
盤内照明	1式
内部配線及び端子台	1式
その他必要なもの	1式
(3) 補機盤	
①形式	屋内鋼板製閉鎖自立形
②数量	1面
③概略寸法	幅800×高1950×奥600 (承諾図により決定する)
④盤面取付器具	
名称銘板	1式

交流電流計	1 式
切替スイッチ	1 式
その他必要なもの	1 式
⑤盤内取付器具	
配線用遮断器 3P225AF	1 式
配線用遮断器 3P50AF	1 式
配線用遮断器 3P30AF	1 式
配線用遮断器 2P30AF	1 式
地絡過電流継電器	1 式
零相変流器	1 式
計器用変流器	1 式
電磁接触器	1 式 (Y-Δ回路含む)
熱動継電器	1 式
進相コンデンサ	1 式
3要素継電器	1 式
カレントコンバータ	1 式
警報ヒューズ	1 式
補助継電器類	1 式
限時継電器類	1 式
計装回路 (水位計)	1 式
盤内照明	1 式
内部配線及び端子台	1 式
その他必要なもの	1 式
(4) No.1 ポンプ盤	
①形式	屋内鋼板製閉鎖自立形
②数量	1 面
③概略寸法	幅 700×高 1950×奥 600 (承諾図により決定する)
④盤面取付器具	
名称銘板	1 式
その他必要なもの	1 式
⑤盤内取付器具	
配線用遮断器 2P30AF	1 式
補助継電器類	1 式
限時継電器類	1 式
盤内照明	1 式
内部配線及び端子台	1 式
その他必要なもの	1 式
(5) No.2 ポンプ盤	
①形式	屋内鋼板製閉鎖自立形
②数量	1 面
③概略寸法	幅 700×高 1950×奥 600 (承諾図により決定する)
④盤面取付器具	
名称銘板	1 式
その他必要なもの	1 式
⑤盤内取付器具	
配線用遮断器 2P30AF	1 式

補助継電器類	1 式
限時継電器類	1 式
盤内照明	1 式
内部配線及び端子台	1 式
その他必要なもの	1 式
(6) 非常用発電装置 (搭載形)	
①発電機	
形式	横形同期発電機
数量	1 台
規格	相数 3 相 3 線
定格出力	75kVA (62.8kVA 以上)
定格力率	80%
周波数	60Hz
定格電圧	220V
②原動機	
形式	ディーゼル機関
数量	1 台
規格	59.5kW 以上
始動方式	電気始動 (セルモータ)
使用燃料	A 重油
冷却方式	ラジエータ方式
潤滑方式	強制潤滑
③付属品	
発電機盤搭載	1 式
バッテリー搭載	1 式
消音器出口 1 m75dB(A) 以下	1 式
排風ダクト	1 式
排気ファン	1 式
排気管	1 式
ウェザーカバー	1 式
その他必要なもの	1 式
(7) 投込圧力式水位計	
①形式	投込圧力式
②数量	2 組
③設置場所	吸込水槽・吐出し水槽
④電源	AC100V
⑤出力	DC4~20mA
⑥付属品	
水位変換器	1 式
専用ケーブル	1 式
センサー吊下げ金物	1 式
防波管	1 式
その他必要なもの	1 式
(8) 電極式水位計	
①形式	電極式
②数量	1 組

③設置場所	吸込水槽
④電源	AC100V
⑤出力	DC4～20mA
⑥付属品	
水位変換器	1 式
専用ケーブル	1 式
センサー吊下げ金物	1 式
防波管	1 式
その他必要なもの	1 式
(9) 伝送装置盤	
①形式	屋内鋼板製閉鎖自立形
②数量	1 面
③概略寸法	幅 700×高 1950×奥 600 (承諾図により決定する)
④盤面取付器具	
名称銘板	1 式
タッチパネル	1 式
その他必要なもの	1 式
⑤盤内取付器具	
配線用遮断器 2P30AF	1 式
伝送機器類	1 式
(P L C、モデム、ルータ含む)	
補助継電器類	1 式
限時継電器類	1 式
盤内照明	1 式
内部配線及び端子台	1 式
その他必要なもの	1 式
⑥入出力点数	
デジタル入力	165 点程度
デジタル出力	11 点程度
アナログ入力	8 点程度
アナログ出力	2 点程度
(10) 遠方監視設備 機能増設	
①形式	クラウド型遠方制御システム
②数量	1 式
③機能増設内容	<p>本施設の更新に伴い、監視制御信号の取込みを行い、既設の江内排水機場と同様の監視制御が行えるように、出水市が管理するクラウドサーバーへの機能増設を行う。</p> <p>また、手動自動の切替、運転水位設定、停止水位設定を行い、伝送網を介して出力を可能なものとする。</p> <p>更新に当たっては、施設管理者である出水市農林水産整備課と協議のうえ、施工を行う。</p>
④処理点数	
デジタル入力	165 点程度
デジタル出力	11 点程度
アナログ入力	8 点程度
アナログ出力	2 点程度

## ⑤プログラム内容

収集データの記録

状態監視・表示

帳票出力

トレンドグラフ表示

遠方制御

水位情報・運転状況・エラー報告

日報・月報・年報の出力

収集データをヒストリカルトレンドにて表示

自動運転水位の設定変更

水位上昇（-0.10以上） 自動排水→遠方端末より水位を上げて  
手動排水も行える。

水位低下（-0.30以上） 自動停止→遠方端末より水位を下げて  
手動停止も行える。

（水位は出水市排水機場管理規定より）

緊急時のポンプ運転停止指令

※ポンプ運転中は、第三者に対して注意を促すため、パイプラインとサイレンを設置する。

## 第6章 提出書類

### 1 施工計画書

共通仕様書に基づく施工計画書は、施工方法が確定した段階で速やかに2部（承諾後返却分を含む）提出するものとする。

### 2 承諾図書

（1）受注者は、現場実測を行ったうえで承諾図書を作成、提出し、監督職員の承諾を得るものとする。

（2）機器の詳細及び配管・配線等の位置、経路、サイズ、本数は承諾図書により決定するものとする。

#### （3）承諾図書

受注者は、次に示す図書を2部（承諾後返却分を含む）提出するものとする。

- ① 製作据付仕様書
- ② 設計図
- ③ 設計計算書
- ④ 構造図
- ⑤ 使用材料表
- ⑥ 外注品一覧表
- ⑦ 機器選定理由書
- ⑧ 機器性能証明書（カタログ等）
- ⑨ その他監督職員の指示した図書

#### （4）完成図書の追加

受注者は、「施設機械共通仕様書」に追加して下記の図書を作成、提出するものとする。

- ① 取扱説明書（3部）
- ② 操作及び通常保守のマニュアル（3部）
- ③ 工事及び現地試験成績表（1部）
- ④ 工事写真

製作工場等における木型製作からの機器製作工程及び機器製作完了、並びに主要検査状況の写真、工事着手前・工事中・完成の記録及び確認の写真等とする。地中埋設等により完成時に状況を明らかにできない箇所は、特に入念に撮影すること。

### 3 工場検査報告書

工場検査終了後、工場検査報告書に検査試験成績表、その他検査記録及び検査記録写真等を添付して提出するものとする。

なお、自主検査を行った場合は、工場自主検査報告書に検査試験成績表、その他検査記録及び検査記録写真等添付して提出するものとする。

小型機器及び汎用機器は、検査試験成績書を提出するものとする。

## 第7章 工専用材料

### 1 規格及び品質

(1) 本工事で使用する主要材料の規格及び品質は下記のほか、JIS規格品、または同等品以上とし、各種材料の使用にあたっては、カタログ、各種成績書により、材料使用承認を受けるものとする。また、使用する材料は、監督職員の指示又は許可したものでなければならない。

#### (2) 材料保管

各種材料は、使用前に変質の有無を検査し、変質品は使用してはならない。又、材料は変質を来さないように、所定の場所に保管しなければならない。

#### (3) 配線・配管

①電力ケーブル等配線類は、その負荷容量に対して十分な容量と機械的強度を有するものとする。

②機場屋内配線は、ピット内又は電線管配線とし電線管は厚鋼とする。

#### (4) 鋼材

鉄筋 異形棒鋼 JIS G3112 SD345

#### (5) コンクリート

コンクリートは、レディーミクストコンクリートを使用するものとし、使用目的別の配合諸元は次のとおりとする。

種類	設計基準強度	粗骨材最大寸法	水セメン比	スランブ範囲	セメントの種類	適用工種
	(N/mm <sup>2</sup> )	(mm)	(%)	(cm)		
標準品	21	40以下	60以下	12±2.5	高炉セメント	基礎コンクリート

#### (6) モルタル

モルタルの配合は下表のとおりとする。セメントの種類は高炉セメントB以上とする。

配合比	セメント	砂	摘要
1 : 3	530kg	1.05m <sup>3</sup>	ブロック目地材、敷モルタル、モルタル仕上げ

## 第8章 施工

### 1 一般事項

#### (1) 工事着手

敷地内を使用する場合は管理者の了解を得た後に行うこと。

#### (2) 水準点及び基準点

この工事の水準点及び基準点は、監督職員が指定するKBM、トラバース点を使用する。

また、各点間の基準高及び座標等については、着工前、施工中、完成時などの段階で確認するものとする。

なお、ポンプの自動制御水位は、第5章6-(10)-⑤に示すとおりであるが、基準点・水準点成果は十分に点検・精査して利用し、設定水位との誤差が生じないように留意すること。

#### (3) 施工に先立ち、施工範囲を現地で監督職員の立会のもとに確認しなければならない。

(4) 検測又は、確認

この工事の検測又は、確認を下記の段階で受けなければならない。また、受注者は工程管理を密にし、事前に検測、確認日の調整を行うよう努めなければならない。

工 種	作 業 段 階	備 考
構造物	各施工段階	

(5) 材料等の検収・確認

本工事で使用する材料等の検収・確認は、現場搬入時に行うものとし、事前に監督職員へ連絡すること。

(6) 随時立会・確認

受注者は、特に完成検査時に確認ができない水中部、埋設部など完成検査時に確認ができない特殊または重要なものについては、監督職員による立会確認を行うものとする。

## 2 建設副産物

(1) 適正処理に係る確認方法は次のとおりとする。

- ① マニフェスト情報を収録した磁気媒体（CSV形式）による確認
- ② 受渡確認票による確認

(2) 工事完成書類に添付するマニフェストは、E票（写し）とする。

また、工事完了時点でE票が元請業者に返送されていない場合については、A票、B2票及びD票のうち元請け業者で保管する最新の票の写しを添付すること。

但し、この場合においても事後に元請け業者にE票が返送され次第、E票を提出すること。

(3) 建設副産物の処分等については、別添「工事施工条件明示」を参照すること。

なお、既設機材の処理については、当初、概算にて計上しているの、監督職員と協議のうえ施工実績により変更で対応するものとする。

## 3 鉄筋工

鉄筋加工組立については、図面で十分理解したうえで行うこととし、疑義がある場合は速やかに監督職員と打ち合わせること。

## 4 コンクリート

(1) 打設

- ① コンクリート打設は、監督員の型枠・配筋配置のそれぞれの検査を受けた後、打設するものとする。
- ② コンクリートの打設に当たっては、硬化時の発熱によるひび割れ等の発生に十分注意をしなければならない。
- ③ 打設工法については監督職員と打合せのものとする。

(2) 打継目処理

コンクリート打継目はモルタルを敷均し処理しなければならない。モルタルの厚さは概ね20mmとする。

(3) 養生

コンクリートは打設後、急激な温度変化、湿度、乾燥等の有害な影響を受けないよう十分に注意して養生しなければならない。

## 5 輸送

(1) 輸送に先立ち、輸送方法、輸送ルート等にかかる経済性、効率性を検討するとともに、安全輸送に努めなければならない。

## 6 据付工事

(1) 配電盤等電気機器の据付は運転稼働時の振動等に十分耐えるように留意し水平、垂直度を正確に据え付けるものとする。

(2) 据付に要する仮設資材、機械器具、光熱、用水等は、受注者の負担によるものとする。

## 7 据付機械

排水機場内の既設吊りクレーンを活用する。他工区工事でも同時期に使用する可能性が高いので、調整を図りながら計画的な据付を行うこと。

## 8 試運転

- (1) 試運転に要するその他の費用は、全て受注者の負担によるものとする。
- (2) 関係機関と事前に十分打合せを行い、過年度施工分のポンプ及び電気設備を含めた総合試運転計画を作成し、監督職員の立会いにより実施するものとする。

## 9 検査

- (1) 中間検査を工場製作段階で行うので、時期及び検査内容（寸法検査、性能検査等）について、監督職員と協議すること。
- (2) 検査に当たっては、現場代理人及び主任技術者は必ず立会わなければならない。
- (3) 試験、検査は設計図書及び承諾図書により実施するものとする。  
なお、諸試験を行うに当たっては、あらかじめ試験実施要領等を作成し、監督職員と打合せの上実施する。その試験結果等については、報告書を作成し、提出しなければならない。
- (4) 試験、検査に要する費用については受注者の負担とする。
- (5) 検査に必要な資料の提出及び測量器械並びにその他の機材の準備については検査員の指示に従わなければならない。
- (6) 検査箇所の修復は検査員の指示により受注者の負担で速やかにこれに応じなければならない。
- (7) 関係官庁等の検査を要する施設については、受注者の責任でその検査に合格しなければならない。

## 第10章 施工管理

### 1 主任技術者又は監理技術者の資格

- (1) 主任技術者又は監理技術者は、次に掲げる実務経験及び、資格を有する者でなければならない。
  - ① 1級電気工事施工管理技士（国土交通大臣が同等以上の能力を有するものと認定した者を含む。）
  - ② 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証（電気）の交付を受け、かつ、監理技術者講習修了証等により過去5年以内に監理技術者講習を受講したことが認められること。
  - ③ 平成12年度以降、公共工事（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第2条第2項に規定する国、特殊法人等又は地方公共団体が発注する建設工事とする。以下同じ。）における電気工事（建設電気設備の製作据付工事）の監理技術者、主任技術者又は現場代理人としての管理実績を有する者であること。

### 2 ウイルス対策

- (1) 業務に必要なデータのみを記録媒体に保存し、提出前にウイルス検索を行い提出すること。
- (2) 使用するパソコン環境及びウイルス対策ソフト名について、施工計画書に記載すること。

### 3 施工管理

#### (1) 施工管理の追加項目

施工管理基準に定めのない項目及びその管理基準については、監督職員と協議すること。

- (2) 施工管理基準の変更及び除外項目については、監督職員と協議すること。

### 4 工程管理

工事工程管理に基づき、各月末の工事進度を当月25日までに報告するものとする。

### 5 安全管理

- (1) 工事施工の安全を期するため次の法律、規則等を守らなければならない。
  - ① 労働基準法
  - ② 労働安全衛生法
  - ③ 労働安全衛生規則
  - ④ 騒音規制法
  - ⑤ 振動規制法

⑥ 水質汚濁防止法

⑦ 土木工事等施工技術安全指針

- (2) 安全管理については、工事現場内外及び工場内のトラブル、事故の絶無を計り、作業の安全性を確保しなければならない。
- (3) 交通管理については、工事現場内外のトラブル、交通事故の絶無を計り、一般交通の安全性を確保しなければならない。
- (4) 工事現場を標示する工事板（工事予告版、工事名標識板、協力依頼板、協力感謝板等）は規定の本数を規定の位置に設置すること。また、工事区間内は車の通行に支障のないように路面を整理して、安全ロープ、防護柵、夜間標識、バリケードを設置して、事故防止に努めなければならない。
- (5) 工事施工のための安全対策は、別紙—2—による。

## 6 出来形管理

承諾申請図書に則り出来形管理を行うこととする。

## 第11章 設計変更

- 1 この工事の施工に当たり、以下に該当する場合は設計変更の対象とする。
  - (1) 自然的又は人為的な施工条件が設計図書等と異なる場合
  - (2) 設計図書等に明示されていない施工条件の変更に該当する場合
  - (3) 「第2章 2及び3」の工事概要及び工事数量に変更があった場合。
  - (4) 工事打ち合わせ簿による協議により承諾された場合
  - (5) 法・基準の改正に係るもの

## 第12章 その他

- 1 前払金及び部分払い、中間前払い
  - (1) 前払金は、40%以内で支払うことができる。

また、鹿児島県会計規則第84条第2項に定める要件を満たした場合には、中間前払金を20%以内で支払うことができる。

なお、当初設計において、前記の前払金を受けるものとして、一般管理の率を計上してあるので、この率については最終変更でも率の補正は行なわない。部分払いの請求は2回以内とし、前払金があるときも2回とする。ただし、中間前金払いがあるときは、部分払いは行わない。
  - (2) 請求時期や金額については、監督職員と協議のうえ決定する。
- 2 受注者に対する措置請求

安全管理の不徹底や現場体制の不備に起因する事故等が発生した場合、建設工事請負契約書第12条に基づき、受注者に対して、必要な措置をとるべきことを請求するものとする。
- 3 構造物等の十分確認

施工者は、構造物の設計図面等が現地に適合しているか、安全上問題ないか、維持管理上問題ないか等を常に考え確認しながら施工を進め、構造の変更が必要な場合は、必ず監督職員の指示を得てから施工すること。

なお、施工者の確認不足により施工し支障が生じた場合は、受注者の責任において対応すること。
- 4 施工計画書作成上の留意点

施工計画書の作成にあたっては、前記の工事内容、現場条件及び受注者の現地調査、並びに経験上の提案等を反映させ、監督職員の確認を得ること。
- 5 見積等による単価

本工事において、見積等により定めている施工単価及び資材単価は別添「金抜き設計書」の見積単価一覧表のとおりで、歩掛等の内訳は別添「金抜き設計書」に記載したとおりである。
- 6 個人情報の取扱

個人情報の取り扱いにあたっては、個人情報取扱特記事項（別紙—3—）を遵守しなければならない。

# 工事施工条件明示

工事名：農村地域防災減災事業 福ノ江地区 緑6-2工区

(令和7年4月版)

明示事項	明示内容	該当	出典	
				頁
基本事項				
概算数量発注	・ 概算数量発注方式による積算, 工期設定	-	共通仕様書 ③1-1-19	244
契約保証金	・ 契約の保証は, 当初請負金額が500万円を超える場合, 請負金額の10分の1以上の金銭的保証を要す。	○	契約書 第36条	-
前払金	・ 前払金を40%の範囲内で支払うことができる。	○	契約書 第35条	-
	・ 中間前払金を請求することができる。	○		
部分払	・ 部分払の請求は2回以内とし, 前払金がある場合も2回とする。ただし, 中間前払金があるときは, 部分払は行わない。	○	契約書 第38条	-
繰越予定工事の工期	・ 翌年度への繰越予定。繰越承認後の完了工期は 令和9年3月末を予定している。	○	共通仕様書 ③1-1-3	238
余裕期間	・ 余裕期間を設定した契約方式の対象工事	-	共通仕様書 ③1-1-4	238
週休2日試行工事	・ 週休2日試行工事の対象工事	○	共通仕様書 ③1-1-16	244
環境改善実施要領	・ 工事の実施にあたっては, 「環境改善実施要領(工事編)」に基づき, 受発注者相互に協力し, 取り組むものとする。	-	共通仕様書 ③1-1-43	252
品質証明	・ 品質証明の対象工事	-	共通仕様書 ③1-1-9	240
中間検査	・ 中間検査を実施する工事	○	共通仕様書 ③1-1-2	238
暴力団関係者以外による不当介入を受けた場合の措置	共通仕様書の改定までの間は以下のとおりとする。 県工事等において, 上記(農業土木工事共通仕様書第3編1-1-1 暴力団関係者による不当介入を受けた場合の措置)以外の不当介入と考えられる行為を受けた場合は, その旨を遅滞なく県(発注者)に報告及び協議を行うこと。	○	対応方針	-
特例監理技術者の配置	「特例監理技術者の配置」は, 関係通知文書の廃止に伴い共通仕様書の改定までの間は以下のとおりとする。 -削除-	-	共通仕様書 ③1-1-10	241
監理技術者等の専任義務の合理化等	建設業法第26条第3項第1号, 第2号, 第26条の5を遵守することとする。	○	建設業法	-
現場代理人の兼任	共通仕様書の改定までの間は以下のとおりとする。 1 現場代理人の兼任を認める工事 現場代理人は, 請負契約の的確な履行を確保するため, 工事現場の運営, 取締りのほか, 工事の施工及び契約関係事務に関する一切の事項(請負代金の変更, 契約の解除等を除く。)を処理する受注者の代理人であるが, 次の(1)から(5)のすべてを満たし, 工事現場における運営, 取締り及び権限の行使に支障がないと発注者が認めた場合, 工事現場の兼任を認めるものとする。 また, 主たる工種が区画線工事の場合, 次の(1), (2)及び(6)の全てを満たし, 工事現場における運営, 取締り及び権限の行使に支障がないと発注者が認めた場合は工事現場の兼任を認めるものとする。 なお, 専任の主任(監理)技術者と現場代理人を兼務する場合において, 専任の技術者配置の特例により他の現場と兼任が認められた工事については, (2), (4), (5)の要件を満たすものとし, 兼任できる工事は2件までとする。 (1)兼任できる工事は3件までとし, それぞれの工事の請負金額が4,500万円未満であること。ただし, 設計変更により, 工事の請負金額が4,500万円以上となり, 各々の工事における主任(監理)技術者と現場代理人が異なる場合においては, 受発注者協議の上, 兼任することが出来る。 (2)発注者又は監督員と常に携帯電話等で連絡をとれること (3)兼任する工事の相互の移動は, 概ね1時間以内であること (4)発注者又は監督員が求めた場合には, 工事現場に速やかに向かう等の対応を行うこと (5)兼任する現場代理人は, 必ず担当工事現場のいずれかに常駐するとともに, 1日1回以上, 担当工事現場を巡回し, 現場管理等に当たること (6)兼任する現場代理人は, 必ず担当する工事現場のいずれに常駐するとともに, それぞれの現場稼働日は重複しないこと。 2 手続き 現場代理人の兼任を行う場合には, 「兼任(変更)申請書」(別紙1)を提出し, 発注者の承認を得たのち, 必要に応じ, 「現場代理人等選任(変更)通知書」により, 発注者に通知すること。 なお, 各々の工事において, 発注者に現場代理人の兼任の承認を得ること。 3 受注者に対する措置請求 安全管理の不徹底や現場体制の不備に起因する事故等が発生した場合, 建設工事請負契約書第12条に基づき, 受注者に対して, 必要な措置をとるべきことを請求するものとする。	-	共通仕様書 ③1-1-14	242
法定外の労災保険の付与	・ 「農林水産省土地改良工事積算基準」を適用する全ての工事	○	共通仕様書 ①1-1-50	24
熱中症対策	・ 熱中症対策に資する現場管理費の補正の対象工事	○	共通仕様書 ③1-1-25	246

※1 「該当」欄について

○：該当(適用)する -：該当(適用)しない

※2 「出典」欄共通仕様書について

①：第1編 ②：第2編 ③：第3編 【例】③1-1-39 → 第3編第1章第1節第39条

明示事項	明示内容	該当	出典																
				頁															
時間的制約を受ける工事	・ 時間的制約を受ける工事の対象工事	—	共通仕様書 ③1-1-23	245															
施工箇所が点在する工事	・ 施工箇所が点在する工事の対象工事	—	共通仕様書 ③1-1-28	247															
現場環境改善費	・ 現場環境改善費の適用工事	—	共通仕様書 ③1-1-21	245															
建設キャリアアップシステム	・ 建設キャリアアップシステム活用の対象工事(受注者希望型)	○	共通仕様書 ③1-1-8	239															
三者技術調整会	・ 三者技術調整会を開催する工事  共通仕様書の改定までの間は以下のとおりとする。 三者技術調整会は、「農業農村整備事業 三者技術調整会実施要領」に基づき実施することとするが、当該要領は鹿児島県ホームページによる。	—	実施要領 共通仕様書 ③1-1-18	244															
快適トイレの設置	・ 建設現場における「快適トイレ」設置の対象工事(受注者希望型)  「快適トイレの設置」は共通仕様書の改定までの間、以下に読み替えるものとする。 受注者は積極的に快適トイレの試行に取り組むこと。 ・ 快適トイレを設置する場合は、『鹿児島県の建設現場における「快適トイレ」設置の試行要領』に基づき行うものとする。 なお、試行要領は鹿児島県ホームページから取得できる。 運搬・設置費は共通仮設費(率)に含むものとし、別途計上は行わない。	○	共通仕様書 ③1-1-22	245															
施工パッケージ型積算基準	・ 農林水産省制定「土地改良積算基準」以外の他省庁が定める施工パッケージ型積算方式を利用 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>歩掛名</th> <th>使用基準</th> <th>制定元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table>	歩掛名	使用基準	制定元													—	共通仕様書 ③1-1-20	244
歩掛名	使用基準	制定元																	
石綿使用の有無	・ 受注者は、建築物・工作物等の解体・改修工事を行う際、石綿(アスベスト)の使用の有無の「事前調査」を行わなければならない。 石綿障害予防規則に基づく一定規模以上の工事にあつては「事前調査結果の報告」を所轄労働基準監督署に届出を行わなければならない。また、大気汚染防止法に基づき、特定粉じん発生施設を設置しようとするときは、都道府県知事に届出を行わなければならない。	—	共通仕様書 ①1-1-53	24															
地域外からの労働者確保に要する設計変更の試行について	1) 本工事は、「共通仮設費(率分)のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す経費(以下「実績変更対象経費」という。)について、工事実施に当たって不足する技能者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、積算基準の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点まで設計変更することができる試行工事である。 営繕費:労働者送迎費、宿泊費、借上費 労務管理費:募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用 2) 発注者は、契約締結後、受注者から請負代金内訳書の提出があった場合、共通仮設費及び現場管理費に対する実績変更対象経費の割合(以下「割合」という。)を提示する。 3) 受注者は、2)により発注者から示された割合を参考にして、発注者が別に示す実績変更対象経費に係る費用の内訳を記載した実績変更対象経費に関する実施計画書(以下「計画書」という。)を作成し、監督職員に提出するものとする。 4) 受注者は、最終精算変更時点において、発注者が別に示す実績変更対象経費に関する変更実施計画書(以下「変更計画書」という。)を作成するとともに、変更計画書に記載した計上額が証明できる書類(領収書、又は金額の妥当性を証明する金額計算書)を添付して監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。 5) 受注者の責めに帰すべき事由による増加費用と認められるものについては、設計変更の対象としない。 6) 発注者は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、「土地改良事業等請負工事積算基準」に基づき算出した額から「計画書に記載された共通仮設費(率分)と現場管理費の合計額」を差し引いた後、「4)の証明書類において妥当性が確認できた費用」を加算して算出した金額を設計変更の対象とする。 7) 発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合、法的措置、指名停止等の措置を行う場合がある。 8) 疑義が生じた場合は、受発注者間で協議するものとする。	—	特別仕様書	—															
工事関係	夜間工事 ・ アスファルト合材夜間小口セット料金が発生する工事	—	共通仕様書 ③1-1-24	245															

※1 「該当」欄について

○：該当(適用)する —：該当(適用)しない

※2 「出典」欄共通仕様書について

①：第1編 ②：第2編 ③：第3編

【例】③1-1-39 → 第3編第1章第1節第39条

明示事項		明示内容				該当	出典	頁																														
工事関係	1日未満で完了する作業	・ 1日未満で完了する作業				-	共通仕様書 ③1-1-26	246																														
	ICT活用工事	・ 発注者指定型 ICT活用工事の対象工事				-	特別仕様書	-																														
	ICT活用工事	・ 受注者希望型 ICT活用工事の対象工事				-	共通仕様書 ③1-1-15	243																														
	コンクリート	<table border="1"> <thead> <tr> <th>呼び強度 (N/mm<sup>2</sup>)</th> <th>スランブ (cm)</th> <th>粗骨材最大寸法 (mm)</th> <th>水セメント比 (%)</th> <th>セメントの種類</th> <th>使用目的</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>21</td> <td>12</td> <td>40</td> <td>60</td> <td>BB</td> <td>非常用発電機基礎コンクリート</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				呼び強度 (N/mm <sup>2</sup> )	スランブ (cm)	粗骨材最大寸法 (mm)	水セメント比 (%)	セメントの種類	使用目的	21	12	40	60	BB	非常用発電機基礎コンクリート																			○	共通仕様書 ③2-2-1	254
	呼び強度 (N/mm <sup>2</sup> )	スランブ (cm)	粗骨材最大寸法 (mm)	水セメント比 (%)	セメントの種類	使用目的																																
21	12	40	60	BB	非常用発電機基礎コンクリート																																	
構造物品質確認調査	・ 構造物品質確認調査の実施 対象構造物：				-	共通仕様書 ③2-2-2	254																															
遠隔臨場	・ 遠隔臨場の試行対象(受発注者協議による)				○	試行要領	-																															
建設副産物	建設発生土の処理	・ 建設発生土は、下記の場所に搬出すること。 受入場所の名称： 受入場所の所在地： 搬出土量： 運搬距離： その他：				-	共通仕様書 ③1-1-38	249																														
	再生資材の利用	・ 下記の資材の使用に際し、再生資材を利用すること。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>資材名</th> <th>規格</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				資材名	規格	備考										-	共通仕様書 ③1-1-39	250																		
	資材名	規格	備考																																			
建設発生土の利用	・ 盛土又は埋戻に使用する土は、下記工事からの建設発生土(又は購入土、建設汚泥処理土)を利用する。 建設発生土の種類： 工事名： 所在地：				-	共通仕様書 ③1-1-39	250																															
指定副産物(コンクリート塊)の再生利用	・ 30cm程度に小割して、盛土材として利用する。				-	共通仕様書 ③1-1-39	250																															
建設リサイクル法	①分別解体の方法	<table border="1"> <thead> <tr> <th>工程</th> <th>作業内容</th> <th>分別解体等の方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①仮設</td> <td>仮設工事 <input type="checkbox"/>有 <input checked="" type="checkbox"/>無</td> <td><input type="checkbox"/>手作業 <input type="checkbox"/>手作業・機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>②土工</td> <td>土工事 <input type="checkbox"/>有 <input checked="" type="checkbox"/>無</td> <td><input type="checkbox"/>手作業 <input type="checkbox"/>手作業・機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>③基礎工事</td> <td>基礎工事 <input checked="" type="checkbox"/>有 <input type="checkbox"/>無</td> <td><input type="checkbox"/>手作業 <input checked="" type="checkbox"/>手作業・機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>④本体構造</td> <td>本体構造の工事 <input checked="" type="checkbox"/>有 <input type="checkbox"/>無</td> <td><input type="checkbox"/>手作業 <input checked="" type="checkbox"/>手作業・機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>⑤本体付属物</td> <td>本体付属物の工事 <input checked="" type="checkbox"/>有 <input type="checkbox"/>無</td> <td><input type="checkbox"/>手作業 <input checked="" type="checkbox"/>手作業・機械作業の併用</td> </tr> </tbody> </table>				工程	作業内容	分別解体等の方法	①仮設	仮設工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用	②土工	土工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用	③基礎工事	基礎工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input checked="" type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用	④本体構造	本体構造の工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input checked="" type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用	⑤本体付属物	本体付属物の工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input checked="" type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用	○	共通仕様書 ③1-1-39	251												
	工程	作業内容	分別解体等の方法																																			
	①仮設	仮設工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用																																			
②土工	土工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用																																				
③基礎工事	基礎工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input checked="" type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用																																				
④本体構造	本体構造の工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input checked="" type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用																																				
⑤本体付属物	本体付属物の工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input checked="" type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用																																				
②施設の名称及び所在地	・ 指定副産物(建設発生土を除く)は、下記の再資源化施設に搬出する。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>廃棄物の種類</th> <th>施設の名称</th> <th>所在地</th> <th>運搬距離</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コンクリート(有筋)</td> <td>(株)ヒラヤマ</td> <td>出水市浦田町795外3筆</td> <td>2.6km</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				廃棄物の種類	施設の名称	所在地	運搬距離	コンクリート(有筋)	(株)ヒラヤマ	出水市浦田町795外3筆	2.6km																										
廃棄物の種類	施設の名称	所在地	運搬距離																																			
コンクリート(有筋)	(株)ヒラヤマ	出水市浦田町795外3筆	2.6km																																			
③受入時間	(株)ヒラヤマ：8時30分～17時00分																																					

※1 「該当」欄について ○：該当(適用)する -：該当(適用)しない  
 ※2 「出典」欄共通仕様書について ①：第1編 ②：第2編 ③：第3編 【例】③1-1-39 → 第3編第1章第1節第39条

工事施工条件明示

工事名：農村地域防災減災事業 福ノ江地区 緑6-2工区

(令和7年4月版)

明示事項		明示内容				該当	出典	頁												
建設副産物	建設汚泥の再生利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>建設汚泥は、下記の処理概要により現場内で再生利用する。</li> </ul> <table border="1"> <tr> <th>中間処理の場所</th> <th>中間処理の方法</th> <th>再生品の品質</th> <th>利用用途</th> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </table>				中間処理の場所	中間処理の方法	再生品の品質	利用用途									-	共通仕様書 ③1-1-39	250
	中間処理の場所	中間処理の方法	再生品の品質	利用用途																
①処理概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>「建設汚泥処理土の品質区分基準」の確認に要する費用は、下記の条件により算出</li> </ul> <table border="1"> <tr> <th>品質区分基準</th> <th>指標等</th> <th>試験回数</th> </tr> <tr> <td>品質基準</td> <td>コーン指数</td> <td> </td> </tr> <tr> <td rowspan="2">生活環境保全上の基準</td> <td>土壌環境基準(環境基本法)</td> <td> </td> </tr> <tr> <td>特定有害物質の含有量基準(土壌汚染対策法)</td> <td> </td> </tr> </table>				品質区分基準	指標等	試験回数	品質基準	コーン指数		生活環境保全上の基準	土壌環境基準(環境基本法)		特定有害物質の含有量基準(土壌汚染対策法)						
品質区分基準	指標等	試験回数																		
品質基準	コーン指数																			
生活環境保全上の基準	土壌環境基準(環境基本法)																			
	特定有害物質の含有量基準(土壌汚染対策法)																			
建設汚泥の搬出	①施設の名称及び所在地	<ul style="list-style-type: none"> <li>指定副産物(建設発生土を除く)は、下記の再資源化施設に搬出する。</li> </ul> <table border="1"> <tr> <th>廃棄物の種類</th> <th>施設の名称</th> <th>所在地</th> <th>運搬距離</th> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </table>				廃棄物の種類	施設の名称	所在地	運搬距離									-	共通仕様書 ③1-1-39	251
	廃棄物の種類	施設の名称	所在地	運搬距離																
②受入時間	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ ○ 処分場：</li> <li>△ △ 処分場：</li> <li>エコパーク鹿児島：</li> </ul>																			
根株、伐採木等の利用	①発生工事	-				-	共通仕様書 ③1-1-40	252												
	②利用工事	-																		
	舗装切断作業時に発生する排水の処理	<p>1 舗装の切断作業に伴い、切断機械から発生する排水については、排水吸引機能を有する切断機械等により回収し、産業廃棄物として適正に処理しなければならない。 産業廃棄物の排出事業者(受注者)が産業廃棄物処理を委託する際、排出事業者(受注者)は、その責任において、必要な廃棄物情報(成分や性状等)を把握し処理業者に提供するものとする。</p> <p>2 当該排水の処理に関し、必要な経費については、監督職員と協議のうえ、設計変更の対象とする。</p>				-	共通仕様書 ③1-1-44	252												
その他	支給材料及び貸与品	<ul style="list-style-type: none"> <li>本工事における支給品は、次のとおりとする。</li> </ul> <table border="1"> <tr> <th>支給材料</th> <th>規格</th> <th>数量・単位</th> <th>支給場所</th> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </table>				支給材料	規格	数量・単位	支給場所									-	共通仕様書 ①1-1-20	10
	支給材料	規格	数量・単位	支給場所																
	工事現場発生材	<ul style="list-style-type: none"> <li>下記の現場発生材は、工事現場発生材報告書を作成し、監督職員に引渡すこと。</li> </ul> <table border="1"> <tr> <th>現場発生材名</th> <th>引渡場所</th> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> </table>				現場発生材名	引渡場所					-	共通仕様書 ①1-1-21	10						
現場発生材名	引渡場所																			
	部分使用	<ul style="list-style-type: none"> <li>本工事において、工事的物引渡し前に、工事請負契約書第34条により、下記について受注者の承諾を得て部分使用することがある。</li> </ul> <p>(1) 部分使用範囲：</p> <p>(2) 部分使用目的：</p> <p>(3) 部分使用期間：</p>				-	契約書 第34条 共通仕様書 ①1-1-31	- 14												

※1 「該当」欄について ○：該当(適用)する -：該当(適用)しない  
 ※2 「出典」欄共通仕様書について ①：第1編 ②：第2編 ③：第3編 【例】③1-1-39 → 第3編第1章第1節第39条

## 安全管理

### 第1条 工事施工のための安全対策

#### (1) 安全標識

- イ) 立入り禁止の標識      ロ) 制限速度及び注意の標識      ハ) 工事予告の標識
- ニ) その他上記に準ずるもので掲示板、看板、立札、安全塔、各種標識、掲揚塔、保安塔、回転灯

#### (2) 安全施設

- イ) 工事現場の囲い、手すり、地すり、(幅木)
  - A) 工事現場周辺の囲い、有刺鉄線、ロープ等
  - B) 墜落の危険のある作業場所での手すり、地すり、安全ロープ等
  - C) 落下物に対する簡単な金網、板等の防護施設
- ロ) 高圧機器の感電防止柵等
  - A) 地上に設置する変圧及び、高圧負荷の機器の防護策等
  - B) 簡易クレーン等が道路又は、道路上を横断する場合、落下物に対する簡単な防護施設
- ハ) 警報装置等
  - A) 交通頻繁な出入口等に設置する警報装置(信号機、カーブミラー等)
  - B) 危険区域からの退避等を知らせる警報装置(鐘、サイレン等)
  - C) その他(トランシーバー、保安燈の電池、赤旗等)
- ニ) 交通安全施設等
  - バリケード、セーフティコーン、進入防止柵、歩道柵、放送施設、その他警報施設、遮断機等
- ホ) その他上記に準ずる危険防止施設

#### (3) 安全管理

##### イ) 監視員

- A) 線路に接近して行う作業で列車及び作業員の安全確保の必要な場合の監視
- B) コンクリート橋梁仮設作業等の支保工の変形圧縮沈下等の監視
- C) 土石の崩壊又は落下の危険のある作業場所での監視
- D) 道路及び通路等に接近して作業をする場合の道路監視

##### ロ) 誘導員

- A) 土砂場、崖縁、見通し困難な場所、工事用道路と一般道路との交差する箇所、土石等の崩壊、落下の恐れのある箇所、又は他の作業箇所と接近する箇所等で安全に必要な箇所での誘導
- B) 一般公道上で作業する場合の誘導
- C) その他上記に準ずるもの

##### ハ) 見張員

- A) 倒壊及びコンクリート塊、鉄片等の飛散、落下に対する災害防止に必要な場合の見張り
- B) 見通しの悪いところの見張り
- C) その他上記に準ずるもの

##### ニ) 信号手

- A) トラック等の出入頻繁な箇所の信号手
- B) 点火(発破作業)の合図、退避の合図(旗振り)のため
- C) 危険作業及び交通頻繁な箇所の信号手
- D) その他上記に準ずるもの(ホ) 安全用品、保安帽、命綱、防じんマスク、防毒マスク、耳栓、信号燈、発煙筒等

### 第2条 安全・訓練等に関する施工計画の作成

施工に先立ち作成する施工計画書に、本工事の内容に応じた安全・訓練等の具体的な計画を作成し、監督職員に提出するものとする。

(別紙-3)

## 個人情報取扱特記事項

### (基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)に基づき個人情報(個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。以下同じ。)の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

### (秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

2 乙は、この業務に従事している者(以下「従事者」という。)に対して、在職中及び退職後において、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知するとともに、業務を処理するために取り扱う個人情報の安全管理が図られるよう、従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

### (保有の制限等)

第3 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を保有するときは、その業務の目的を明確にするとともに、業務の目的の達成に必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

2 乙は、この契約による業務を処理するために本人から直接書面に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、業務の目的を明示しなければならない。

### (適正管理)

第4 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

### (利用及び提供の制限)

第5 乙は、甲の指示又は承認があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。

### (持ち出しの禁止)

第6 乙は、甲の指示があるときを除き、乙がこの契約による業務に係る個人情報を取り扱っている事業所その他の場所から個人情報を持ち出してはならない。

### (複写、複製の禁止)

第7 乙は、甲の承認があるときを除き、この契約による業務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

### (再委託の禁止)

第8 乙は、甲の承認があるときを除き、この契約による個人情報を取り扱う業務を第三者(受注者の子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。)を含む。)に委託し、又は請け負わせてはならない。なお、再委託先が再々委託を行う場合以降も同様とする。

2 乙は、正当な理由により前項の承認を得た場合は、前項の第三者にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、前項の第三者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(派遣労働者等の利用時の措置)

第9 乙は、この契約による業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 乙は、甲に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(資料等の返還等)

第10 乙は、この契約による業務を処理するために甲から引き渡され、又は自らが収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等は、業務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報について、保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。

(報告義務)

第11 乙は、甲から求めがあったときは、この契約の遵守状況について甲に対して報告しなければならない。

(事故報告)

第12 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、直ちに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。

(監査及び実地調査)

第13 甲は、乙がこの契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報の管理の状況について、この契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、乙に対して、監査又は随時、実地に調査することができる。

(指示)

第14 甲は、乙がこの契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報について、その取扱いが不適当と認められるときは、乙に対して必要な指示を行うことができ、乙はこれに従わなければならない。

(契約解除及び損害賠償)

第15 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項の内容に違反していると認めるときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができる。

2 乙は、前項の規定に基づく契約の解除により損害を被った場合においても、甲に対して、その損害の賠償を求めることはできない。

(漏えい等が発生した場合の責任)

第16 乙は、この契約による業務に係る個人情報の漏えい、滅失又は毀損その他の事態が発生した場合において、その責めに帰すべき理由により甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(注) 1 「甲」は委託者である県を、「乙」は受託者をいう。

2 委託等の事務の実態に則して適宜必要な事項を追加し、又は不要な事項は省略して差し支えないものとする。